

地域づくりガイドラインの見直しについて

1 地域づくりガイドライン及び解説の位置づけについて

北海道障がい者条例に基づく（第22条）基本指針として、地域で暮らす障がい者に対する相談支援体制づくり等、市町村が行うことが望ましい事項を定めたもの。

解説は、基本指針（地域づくりガイドライン）に対応する具体的な事例等を取りまとめたもの。

2 経過

平成22年4月 地域づくりガイドライン及び解説の策定

平成24年8月 地域づくりガイドラインの一部改正（※解説については、平成25年3月に改訂）

- ・障がいのある方が孤立死した事案を契機に孤立化を防止する観点から見直し
- ・「災害時要援護者支援対策の手引き」の策定（H23.8.31）内容の反映

3 見直しの方向性

- ・今年度、策定される予定の「第2期北海道障がい者基本計画」、「第5期北海道障がい福祉計画」や、新たに制定される条例（「北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例（仮称）」、「北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例（仮称）」）等についてガイドラインに反映するもの

- ・地域生活支援拠点…障がいのある人の高齢化や重度化、親亡き後の地域生活を支える体制の確保について反映。
- ・成年後見制度…成年後見制度利用促進計画の策定や協議会の設置など、市町村の努力義務について反映。
- ・意思決定（疎通）支援…本人の意思が適切に反映された生活ができるような支援体制の確保について反映。

4 スケジュール

	検討内容等
1月～3月	○ガイドライン・解説についてたたき台（事務局素案）作成
2月	○平成29年度第3回北海道自立支援協議会 （見直し検討組織について協議）
4月	○地域づくりコーディネーター部会での検討 （改正ガイドライン・解説（素案）の検討）
5月	○平成30年度第1回北海道自立支援協議会 （改正ガイドライン・解説（素案）について協議）
7月	○道民等意見聴取（パブリックコメント）
8月上旬	○地域づくりコーディネーター部会での検討 （見直し（案）の検討）
8月下旬	○平成30年第2回北海道自立支援協議会 （改正ガイドライン・解説（案）の協議）
10月上旬	○改正ガイドライン・解説の策定

